

令和5年10月20日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、藤井興業株式会社（所在地 長野県飯田市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
藤井興業株式会社	長野県飯田市上郷黒田3881

### 2. 指名停止措置期間

令和5年10月20日から令和5年11月2日まで（2週間）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和4年10月3日、民間発注の建物解体工事現場において、安全管理不適切により作業員1名を死亡させる工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社代表取締役は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内